

【保証料上乗せについて】

申込人資格要件（3）	直前決算において 債務超過でない	直前決算において 債務超過である
	申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益※5が赤字でない	所定料率 +0.25%
申込日の直前2期の決算のいずれにおいても、減価償却前経常利益※5が赤字である	所定料率 +0.45%	対象外
法人設立後2事業年度の決算がない場合	財務要件を問わず所定料率+0.45%	

※5 減価償却前経常利益が赤字でないとは、「経常利益+減価償却費≥0」であることをいいます。
法人成りの場合においても、法人の直前決算2期分での判定を行います(個人の確定申告での判定はできません)。

【保証料率について】

- ▶ **事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)**
各制度要綱等で定める保証料率に0.25%もしくは0.45%を上乗せした保証料率となります。
- ▶ **事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)**
・一般分(責任共有対象) [80%保証]

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料 上乗せ	+0.25%	2.15%	2.00%	1.80%	1.60%	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%
	+0.45%	2.35%	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.45%	1.25%	1.05%

・SN保証（4号・5号）

区分	SN4号	SN5号
基本料率	0.90%	0.77%
保証料 上乗せ	+0.25%	1.15%
	+0.45%	1.35%

・国補助制度の保証料補助

保証申込日	保証料補助
令和6年3月15日～令和7年3月31日	0.15%
令和7年4月1日～令和8年3月31日	0.10%
令和8年4月1日～令和9年3月31日	0.05%

【取扱期間について】

事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)は「恒久措置」となりますが、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)は、令和9年3月31日保証申込受付までとなります。

【『経営者保証に関するガイドライン』等に係るご説明について】

事業者選択型制度の取扱い開始にともない、経営者保証を徴求する保証申込については、保証制度を問わず、「『経営者保証に関するガイドライン』等に係るご説明」の提出が必要となります。

信用保証協会担当窓口のご案内

詳しくは、信用保証協会担当窓口までお問い合わせください。

さいたま営業部	保証一課	TEL : 048-647-4721	川越支店	保証一課	TEL : 049-249-1681
	保証二課	TEL : 048-647-4722		保証二課	
熊谷支店	保証課	TEL : 048-521-5221	春日部支店	保証課	TEL : 048-731-7311



埼玉県信用保証協会

(2024.03)

商工会議所・商工会の皆さまへ

令和6年3月15日より
経営者保証が不要となる新たな保証制度等
の取扱いを開始しました！

New 事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)

New 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)

✨ 主な特徴 ✨

中小企業者が一定の要件を満たした場合、保証料を上乗せすることにより
経営者保証を不要とすることが可能となります。

<国補助制度>

保証申込日に応じて、上乗せとなる**保証料に対して補助**があります。

- ▶ 令和6年3月15日から令和7年3月31日まで 『0.15%』
- ▶ 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 『0.10%』
- ▶ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 『0.05%』

<横断的制度>

制度を問わず横断的に適用することができます(保証料補助なし)。

例えば、小規模事業資金・事業資金一般・借換資金等に適用することで、経営者保証を不要とすることが可能となります。

<国補助制度・横断的制度>

借換えにより既往借入金の経営者保証を不要とすることが可能です。

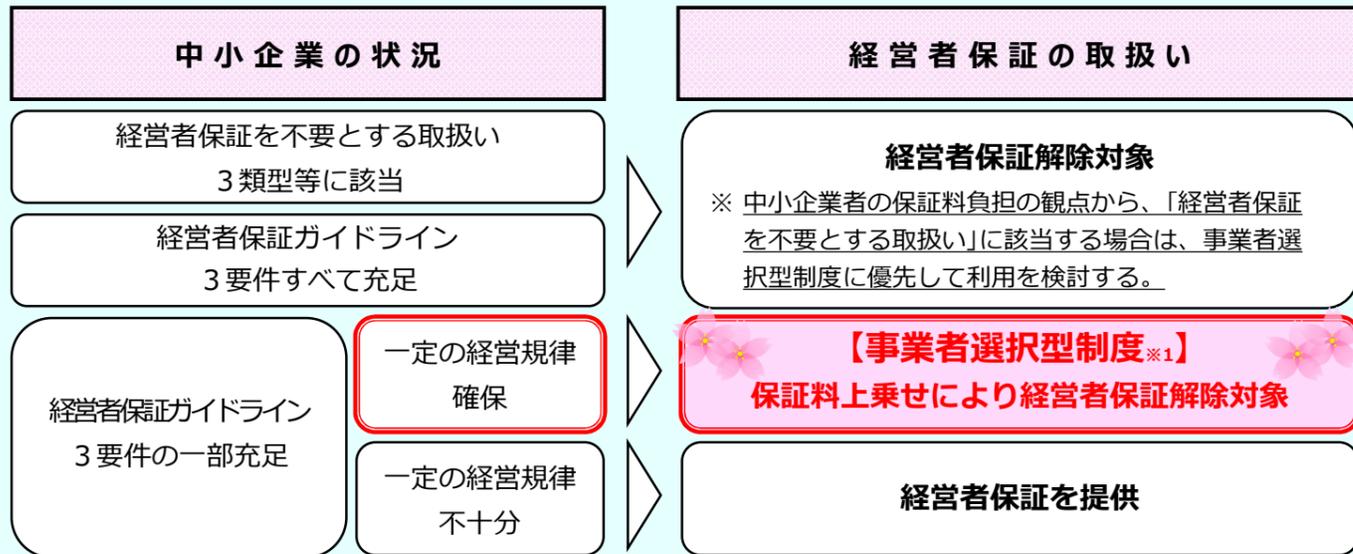
※ 横断的制度での借換えは、各種制度要綱等の定めによります。



埼玉県信用保証協会

こんな中小企業者の方へおススメです!!

従来からの「経営者保証を不要とする取扱い」に該当しないものの
事業の承継等を見据えて「経営者保証を不要とすることを希望」している。



※1 「事業者選択型経営者保証非提供制度」及び「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」のことをいいます。

【対象となる保証制度】

▶ 事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)

令和5年度 埼玉県中小企業制度融資においては、以下の資金で横断的に適用することが可能です。

項目	横断的 制度	
	適用 対象	適用 対象外
適 否	適用 対象	適用 対象外
保 険 種 別	無担保保険 / 海外投資関係保険	普通保険 / 特別小口保険
保 険 特 例	経営安定関連特例 経営革新関連特例	経営承継準備関連特例の一部 経営承継借換関連特例
資 金 名	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業資金 一般貸付 / 短期貸付 ▶ 小規模事業資金 ▶ 起業家育成資金 (一部対象外あり) ▶ 設備投資促進資金 ▶ 経営革新計画促進貸付 ▶ 事業承継支援貸付(一部対象外あり) ▶ 社会貢献企業等優遇貸付 ▶ 海外投資貸付 ▶ 産業立地貸付 ▶ 経営安定資金 大臣/知事指定等貸付 ▶ 伴走支援型経営改善資金(一部対象外あり) ▶ 経営あんしん資金 ▶ 企業パワーアップ資金 ▶ 借換資金(再借換を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 起業家育成資金 (スタートアップ創出促進保証制度) ▶ 事業承継特別貸付 ▶ 事業承継支援貸付 (経営承継準備関連保証の一部) ▶ 伴走支援型経営改善資金 (経営者保証免除対応) <p>経営者保証を不要とする取扱い(3類型等)や経営者保証免除対応を適用する保証、各資金の制度要綱等に基づいて経営者保証を徴求しないものは除きます。</p>

▶ 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)

無担保保険に係る保証(一般分、経営安定関連特例(4号及び5号))で利用することが可能です。

【横断的・国補助制度の概要】

項目	横断的 制度	国 補 助 制 度
申込 人 資 格 要 件	<p>次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者。 ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。</p> <p>(1) 信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。</p> <p>(2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。</p> <p>(3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。 ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過※2でないこと ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと※3。</p> <p>(4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。</p> <p>(5) 信用保証料率の引上げ※4により経営者保証を提供しないことを希望していること。 ※2 「純資産の額≥0」であること。 ※3 「経常利益+減価償却≥0」であること。 ※4 中小企業信用保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。</p>	
対 象 と なる 保 証	無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は、事業再生保険に係る保証	無担保保険に係る保証 (一般分、SN4号及びSN5号)
保 証 限 度 額	各制度要綱等の定めによる	8,000万円(SNの場合は別に8,000万円)
保 証 割 合		一般分・SN5号:80%保証(責任共有対象) SN4号:100%保証(責任共有対象外)
対 象 資 金		一般分:事業資金 SN4号及び5号:経営の安定に必要な事業資金
貸 付 形 式 返 済 方 法		証書貸付又は手形貸付 一括返済又は分割返済
保 証 期 間		一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:10年以内(据置期間1年以内)
貸 付 金 利	金融機関所定利率	
保 証 料 率	申込人資格要件(3)①及び②:信用保証協会所定の保証料率+0.25% 申込人資格要件(3)①又は②、法人設立後2事業年度未満:信用保証協会所定の保証料率+0.45%	
保 証 料 補 助	各制度要綱等の定めによる	申込日に応じて、国が補助する。 (1年目:0.15%、2年目:0.10%、3年目:0.05%)
金 融 機 関 の 責 務	金融機関は、融資実行後、当該中小企業者に対して申込人資格要件(4)①及び②の誓約事項について継続的な充足を促すこと(違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行う)。	
添 付 書 類	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書、SNによる借換の場合は「事業計画書」	